



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 7 月 30 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所】

「中国・香港間経済貿易緊密化協定」(CEPA) 補足協定VIについて

2009 年 5 月、香港特別行政区政府と中国政府は「経済貿易関係緊密化協定(以下「CEPA」)」補足協定VIに調印しました。2003 年に CEPA が公布されて以来補足協定により毎年対象領域が拡大されており、今回は 2009 年 10 月 1 日から実施されます。補足協定VIでは、観光・銀行・証券・法律など 20 のサービス分野で 29 項目の開放措置が決まりました。また、今回から新たに研究開発・鉄道の 2 分野が加わり、開放済みのサービス分野は 42 分野に拡大することとなります。

◎2009 年 10 月 1 日より実施される主なサービス分野開放措置

分野	今回の規制緩和内容
証券	・ 一定条件を満たす香港の証券会社は、中国本土の証券会社と合併で、広東省に投資顧問会社を設立することが可能となる。
銀行	・ 広東省内に支店がある香港の銀行は、省内で行政区分を跨ぐサブブランチ(中国語で“支行”)を開設できる。
観光	・ 台湾ツアーの運営を許可された中国本土の旅行業者による一定の条件を満たす中国居民の中国本土から台湾へのツアーに、経由地として香港を組み込めるようになる。
会議・展示会	・ 香港のサービス提供者は、出資法人を設立せずに越境取引の形で北京市・天津市・重慶市・浙江省・江蘇省・福建省で試験的に展示会を開催できる。
研究開発	・ 香港のサービス提供者は、中国本土において独資企業を設立し、自然科学やエンジニアリングの研究及び実験開発サービスを提供できる。
鉄道	・ 香港のサービス提供者は、独資で深セン地下鉄 4 号線(2009 年 7 月現在 延伸工事中)プロジェクトの建設、運営及び管理が認められる。

※CEPA のスキームの恩恵を受けるためには香港のサービス提供者は『Hong Kong Service Supplier(HKSS)証明書』の取得が必要です。

◎まとめ

今回の CEPA 補足協定の内、観光分野での開放措置は、香港の小売・ケータリング・ホテル業の発展を促し、同産業への雇用創出が期待されています。また、証券分野では開放措置には盛り込まれなかったものの、中国本土において、香港株を組み込んだ上場投資信託(ETF)の導入を積極的に検討するとされており、同分野における相互交流の進展も促進されます。中国・香港両政府は、本補充協定で早期の経済回復のみならず、香港のサービス提供者の中国における競争力が増し、両地域に、より大きな経済発展の機会をもたらすことを見込んでいます。

【出所:香港経済日報、香港貿易発展局 HP】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 *禁無断転載